

★
広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則（規則第六十四号）
（教育委員会）

一 改正の要旨

- 1 奨学生の資格について、必要な改正を行った。
- 2 誓約書、借用証書及び償還計画書の統合等に伴い、必要な改正を行った。
- 3 行政手続のオンライン化の推進を図るため、決定通知書等における押印を廃止するなど、必要な改正を行った。
- 4 その他必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

令和七年十二月十一日